

令和5年度事業計画

はじめに

昨年の春頃からは新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、今年の年明けからは感染者数の減少傾向にある。この事業計画を協議している現時点では、本総会が開催される5月の状況は分からないが、3月からはマスクの着用も大幅に緩和されている。

コロナ禍において、倒産や廃業、貧困や格差の拡大などが深刻な問題となっている。司法書士の使命に照らせば、この経済格差等がもたらす経済的困窮者への権利擁護事業は極めて重要になっている。

司法書士が、このコロナ禍によって急速に発想の転換ができたことも事実である。このコロナ禍で経験した多くの制約を乗り越えて、より斬新で多様な発想をもって事業を進めていきたい。

令和5年度は、令和4年度に引き続き、ウィズコロナを見据えながら事業を進めることになるが、行動制限の緩和に応じて、会員が集って会議や事業ができる年度となることを願う。

令和5年度の事業計画も、各部・各委員会が、常に横断的に連携を十分考慮するとともに、新規事業は、目的と予算金額を想定し、戦略的に実施するとの方針のもとに立案した。なお、デジタル化及びDX(デジタル・トランスフォーメーション)並びにそれに伴う基盤整備については、継続的に進めたい。

第1 本会の運営体制・基盤整備について

(1) 部門構成等

令和4年度と同様に8部門と調停センター、会則等規定の委員会である災害対策部、空き家・空地問題対策特別委員会等を継続する。また、必要に応じて特別委員会や企画部内に特命委員会を設置する。

(2) 業務分掌・権限分掌の明確化

会長、副会長、部長、理事、委員長、事務局との間の業務分掌、業務権限を明確にし、効率的な執行を進める。

(3) IT化の推進

- ア 会館内のIT化(事務機器整備)を推進する。
- イ 各種事業のIT化を推進する。
- ウ ペーパーレス化、WEB会議等を推進する。
- エ 本会総会の電子化を検討実施する。

(4) 会員の帰属意識向上

- ア ウィズコロナにおける会員の親睦事業等を企画する。
- イ 会員に対する多様な情報発信を促進する。
- ウ 会務や公益活動への参加義務等について検討する。
- エ 支部、青年司法書士会と連携しながら、新入会員等への支部活動、青年会活動への参加を促す。
- オ 会務負担に関する日当等の見直しを早期に実現する。

(5) 事務局との連携強化

- ア 事務局員と役員との間のコミュニケーションの機会を増加し、日頃から認識を共

有しながら連携強化を図る。

イ 事務局職員の職員研修等を企画する。

(6) 危機管理への対応

ア 本会被災時、広域被災時の体制を構築する(危機管理マニュアル等策定等)。

イ リスクマネジメントを共通認識とする。

(7) 支部との連携強化

本会と支部との事業の役割分担等につき明確し、効率化を図る。支部長会への本会情報提供の充実及び支部長への理事会参加(傍聴)を促す。

(8) 支部事業活動費の最適化(継続)

本会から支部への支部事業活動費の支給が人数割りとなっている。一部50人未満の支部については、制度対策費から助成をしているのが現状である。しかしながら、その支給額の多寡により、支部事業活動に格差が生じている。支部事業活動を適正化する。

第2 本会の事業全般について

(1) 相続登記等の促進事業

これまでの重点事業の1つである「相続登記(遺言相談)は司法書士へ」という流れをさらに強固にする活動を続けていく。また、相続登記義務化に向けての準備を急ぐ年度となる。また、行政等とも協力し、空き家・所有者不明土地問題の解消事業を推進する。

法務局とも協働しながら、相続登記義務化等の周知活動に注力する。また、兵庫県下において「長期相続登記未了土地」解消のための相談会を開催する。

(2) 司法書士業務のデジタル化

令和3年9月「デジタル関連6法」が施行され「デジタル庁」が設置された。その柱の1つが「デジタル原則」であり、全規制のデジタル化を前提とし、書面・対面を原則認めないとする方針である。今後は「過剰な『安全第一主義』をやめてリスクの度合いに見合った合理的な規制」への移行が加速する。

令和5年度においては、司法書士の職責に基づく本人確認、意思確認による登記の真実性の確保、成年後見業務、相談業務、ADR業務などについても、今までの執務形態が『過剰な安全第一主義』と判断されることのないように新しい発想をもって改革を進めなければならない。

令和5年度も、本会の事務、研修、相談、親睦等の事業の在り方を見直し、IT化を駆使してウィズコロナ・ポストコロナを見据えた変革を加速させる。そして、日司連とも協働しながら、司法書士業務全般について、DX(デジタル化による事業構造の変革)を推進する。

(3) 司法書士業務におけるSDGsへの取り組み

2015年の国連サミットにおいて持続可能な開発目標(SDGs)が採択され、2030年までに持続可能な世界を目指すという国際目標が設定された。17の目標、169のターゲットで構成され、「地球上の誰一人取り残さないこと」と謳われている。「とりわけ、16.3の目標は持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセス(Access to Justice)を提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度である。」(我妻学(東京都立大学法科大学院教授)月報司法書士2020年12月p2以下参照)。昨年、企画研

究部内に設置されたSDGs推進委員会においては、司法書士業務とその使命規定がSDGsに直結していることの研究を深めながら、会員に情報提供し、さらにSDGsに取り組む会員の認証制度を設けるなどの活動を広げていく。

(4) 災害等への対応等

ア 広域での連携強化

多発する直下型地震・集中豪雨等の災害や東海・東南海地震等に対し、近畿全体を想定した災害に対する組織づくりが必要となる。近司連を協働として、行政、隣接機能、各種団体との広域連携を進めていきたい。

イ 震災・災害関連行事

阪神淡路大震災後、毎年行っている事業であるが、令和5年度も、災害対策部と協議しながら、防災・減災等につながる事業を展開する。

(5) 身近な暮らしの法律家を目指す

司法書士は、市民の暮らしの中での様々な悩みごと、困りごとなどの相談を受けて紛争予防に努める。それでも法的紛争に至った場合には、市民に寄り添いながら解決に向けて行動し、依頼者に安心と平穏をもたらすというのは司法書士がこれまで培ってきた独自性である。暮らしの法律家として、より身近なきめ細やかさが社会から求められている。その司法書士の使命を实践し、市民が抱える社会問題、特にこのコロナ禍の影響により苦しむ市民の権利擁護についても積極的に取り組んで行く。

(6) 「あらゆる相談窓口」の推進

令和4年5月の本会第109回定時総会において「兵庫県司法書士会は、市民からの多種多様な相談に対応する体制を構築し、司法書士が市民のあらゆる相談窓口となるよう積極的に取り組むことの宣言」を決議し、採択された。

その宣言に基づき、令和4年10月の理事会において「市民相談体制支援助成金支給規程」を制定し、令和4年11月1日に施行されている。

市民が誰に聞いたら良いかもわからない相談について「困ったときは、とりあえず司法書士に聞いてみよう！」を推進する。

第3 司法書士制度への対応

(1) 使命規定の实践

司法書士の行うすべての業務は、すべて司法書士法第1条の使命に収斂される。

「司法書士は、この法律に定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」

令和5年度は、司法書士法の「使命規定」と新しい「司法書士行為規範」を一体として、実践しながら体現してゆく年度とする。

そして、さらなる司法書士法改正につなげる必要がある。市民との接点である会員一人ひとりの日々の業務の積み重ねによる市民の信頼の醸成が不可欠である。相続や成年後見、財産管理等の専門家としての活動を広げ、コロナ禍においては、急増することが予想される債務整理、養育費の不払い、貧困問題など市民の権利擁護に寄り添う地道な活動こそが、今後の司法書士の業務範囲を拡充するための立法事実となる。

今後も兵庫県司法書士政治連盟と協働しながら、司法書士法改正、司法書士制度の発展に努める。

(2) 司法書士行為規範の周知(職業倫理の向上)

司法書士法に使命規定が設けられたことにより、その職責に伴う職業倫理の重要性が増していることは明らかである。そのため令和4年6月に開催された日司連定時総会において、司法書士倫理が改正されて、「司法書士行為規範」となった。令和5年4月1日より施行されている。しかしながら、その一方で、会員の非違行為の数も横ばいの状況が続いている。また、懲戒等に至らないとしても、会員の依頼者に対する不適切な対応による苦情が本会に寄せられている。これらは司法書士制度の根幹(信頼)を揺るがす問題である。新しい「司法書士行為規範」の周知徹底し、会員の倫理観の向上を図っていく。

第4 法改正等への対応

(1) 所有者不明土地解消に向けた民事基本法制の改正への対応

所有者不明土地等の発生予防と利用の円滑化の両面から総合的に民事基本法制の見直しを行われた「民法等の一部を改正する法律」と「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が施行されている。

令和5年4月1日には、新しい「財産管理制度」が創設され、共有者不明の共有物の利用の円滑化を内容とする「共有制度の見直し」も施行されている。また、ライフラインの設備設置権等の規律の整備を内容とする「相隣関係規定の見直し」や、長期間経過後の遺産分割の見直しを内容とする「相続制度の見直し」などといった利用の円滑化の側面からの土地・建物等の利用に関する民法の見直し部分が施行されている。

新しい財産管理制度には、所有者不明土地・建物の管理を効率化・合理化するための「所有者不明土地建物管理制度」と管理不全となっている土地建物の適切な管理を可能とするための「管理不全土地建物管理制度」がある。これらの制度については、早急に司法書士の管理人名簿を作成して積極的な対応を行っていく。

続いて、令和5年4月27日には、発生予防の側面から土地を手放すための制度として創設された「相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度」すなわち「相続土地国庫帰属制度」が施行されている。

そして、令和6年4月1日には、不動産登記制度の見直し、「相続登記の申請義務化」が施行される。

これらの改正により、司法書士が果たすべき役割は大きい。これらの新たな制度は、いずれも不動産の権利関係を適正に処理することを仕事とする司法書士の活躍の場である。いずれも実務に直結する研修等を充実させながらその職責を十全に果たしていく。

(2) 成年年齢引き下げへの対応

成年年齢が令和4年4月1日から18歳に引き下げられた。そのため、県下の高校から当会への出前講義(消費者教育)の依頼が増加している。令和5年度も引き続き、若年層の消費者被害を防ぐため、消費行動における意思決定や契約の重要性などの消費者教育の充実など、社会事業部、広報部、研修部等と連携して対応していく。

(3) 「法務局における遺言書の保管等に関する法律」

令和2年7月10日「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が施行されてから3年が経とうとしている。法務局における遺言保管制度を遺言作成の際の選択肢の

1つとして、市民が混乱することなくその適切な利用に向けて、司法書士が研修、広報等を含めて的確に対応する。

(4) 民事裁判手続きのIT化への対応

訴えの提起から判決に至るまで全面的なIT化を可能にする「民事訴訟法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第48号)が令和4年5月に成立した(5月25日公布)。その全面施行は、公布後4年以内となっているが、段階的に施行される仕組みとなっている。中でも「住所、氏名の秘匿制度」(令和5年2月20日施行)や「当事者双方がWeb会議等による弁論準備手続期日・和解期日に参加する仕組み」(令和5年3月1日施行)は、既に施行されている。また、令和5年度中には、「Web会議による口頭弁論期日に参加する仕組み」の施行が予定されている。今後、司法書士には、裁判手続きの専門家として、IT化される裁判全般について、市民のサポート役としての役割が求められる。

これからは、本人訴訟を支援してきた司法書士が、登記申請等で蓄積してきたIT環境、IT技術を活用して市民のサポート役を果たすことが必然かつ不可欠となる。さらに、それらに続く家事事件や倒産手続きのIT化についても同様である。法改正に対応した実務研修を充実させて、司法書士のサポート体制の構築に向けての活動を進めていく。

(5) その他の民事法制改正への対応

ア 嫡出推定制度・懲戒権の見直し等を内容とする民法等の一部を改正する法律
(令和4年法律第102号)

イ 仲裁法制の見直し(令和2年9月法制審諮問)

ウ 離婚後の養育の在り方等に関する見直し(令和3年2月法制審諮問)

エ 動産・債権を中心とした担保法制の見直し(令和3年2月法制審諮問)

オ 氏名の読み仮名の法制化(令和3年9月法制審諮問)

などの法改正の動向を注視しながら適時に会員への情報提供を行う。

いずれの法改正も、司法書士業務に密接に関わるものであり、適宜に情報を収集して適切に対応してゆく所存である。

各会員においては、司法書士法改正に伴う自らの意識を改革し、さらなる研鑽を重ねると共に本会事業活動への協力をお願いする。

1. 総務部

円滑な組織運営を図るため、各事業部、事務局との連絡・連携を行う。

(1) 総務課

法律の改正等必要に応じて、会則をはじめとする規則、規程等の見直しを図る。

デジタル化推進委員会等関係部署と連携し、デジタル化に対応する規則、規程等の整備を行う。

事務局員との意思疎通を図るため、随時、面談や打ち合わせ等を行い、事務局の執務がスムーズに行えるよう環境を整えていく。また、必要に応じて事務機器、システム等の交換、導入を実施する。

会館建設から20年以上経過し、各所に修繕が必要となってきた。急を要する工

事に速やかに対応し、会館設備の維持、管理を図っていく。また、専門家と協働して長期の修繕計画を検討する。

(2) 業務課

会員への執務に関する問い合わせ等については、担当理事の輪番制にて毎週火曜日と金曜日の午後に事務局のビジネスフォン機能を担当理事のスマホアプリに連携し、原則として各担当者が事務所に待機して電話対応している。緊急対応が必要と思われる問い合わせについては逐次に業務課担当理事から申出人及び会員に連絡し、更なる調査等が必要と思われる事案については副会長を主査とするチーム対応を実施しているところで、令和5年度もこのチーム体制を継続し、綱紀調査委員会、注意勧告小理事会、量定意見小理事会への情報伝達が迅速かつ適切に行われるようにする。

会員への執務に関する問い合わせ等は、会員の身分に関する問題に発展する可能性を孕んでいることから、関係各所との連携を十分に行い、適切かつ迅速に対応していく。

(3) 非司法書士対策委員会

令和5年度も司法書士法施行規則第41条の2の規定による調査(非司調査)を中心に事業を推進していく。

調査結果が実効性のあるものとなるよう調査方法を更に工夫する。

また、会員や市民等から非司法書士行為に関する情報提供があった場合、適切な調査を行い対処していくとともに、他土業の事務所のホームページに相続登記、会社設立登記等司法書士の業務があたかもできるような記載がないか調査し対処していく。

2. 経理部

現行事業を継続するため、更なる予算の精査を行い、事業運営・管理に要する費用支出について、各事業部と連絡を密にして会計処理を円滑に行い、財務面の執行状況等情報の提供を行うとともに、費用対効果を念頭におき、各事業部、委員会、事務局等と連携し、経費節減及び事務の効率化に努める。

令和4年度に引き続き、ウイズコロナ時代を見据え、会務等のIT化の環境整備を関係部門と連携し取り組み、支部事業活動費の適正配分についても検討する。

また、令和5年10月1日から導入される「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」や令和4年1月1日に施行された「電子取引」に関するデータ保存を義務化とする改正電子帳簿保存法への対応も行う。

3. 企画研究部

(1) 常設委員会

不動産登記検討委員会

不動産登記法・不動産登記規則等の改正への対応や不動産登記業務の執務姿勢のあり方等の企画研究を行う。

ア 相続登記義務化や相続土地国庫帰属制度等についてその内容、実務において問題となる点を中心に企画研究し、法務局との登記事務連絡会(可能であれば)を含む情

報等の発信を行う。

イ デジタル化社会に対応すべく登記原因証明情報等の謄本認証権限などを求めているところ、現場サイドでどのように対応すべきかを検討する。

ウ 上記の各事業につき、外部有識者との意見交換を実施する。

商事法検討委員会

企業法務や商業登記に関し、会員への情報提供を行うため、以下の事業を計画する。

ア 司法書士と会社及び各種法人との関わりの検討

事業承継等、今後増加すると思われる事案について、各種支援団体との連携、情報交換を行う。

イ 商業登記実務における問題点の検討、研究

実務能力向上および法改正に伴う実務上の問題点への対応のため、公開研究会を実施し、参加者を交えて研修、検討を行う。

ウ その他

- ・ 商業法人登記、会社法に関する実務上の問題点の検討及び会員への発信
- ・ 商業登記完全オンライン申請方法の周知
- ・ 支部、各種団体からの講師派遣の要請に対する対応
- ・ 休眠会社の整理の際に、法務局から発送される通知に同封してもらうパンフレットの作成
- ・ 非司法書士対策委員会の行う調査への協力

エ 農業会議所が行う農業経営推進事業において、農業法人の設立、農地の相続等の手続に関する連携、助言、協力を行う。

裁判事務推進委員会

裁判事務（簡裁訴訟代理業務及び裁判所提出書類作成業務）の推進のため、以下の事業を計画する。

ア 簡裁訴訟代理業務の受託推進策の検討

簡裁訴訟代理業務の受託推進のため、特に消費者事件に関して、会員への啓発や受託体制の整備、行政機関（消費者センター等）との連携等について引き続き検討する。

定期的に関催される簡易裁判所との民事手続に関する懇談会への対応を行う。

少額事件に対する報酬助成制度の周知や適正な運用を図る。

民事調停及び法テラスの利用促進について具体的な方策を検討する。

イ 裁判所提出書類作成業務における本人訴訟支援のあり方の検討

本人訴訟支援のあり方について引き続き検討する。

ウ 裁判手続のIT化への対応

裁判手続のIT化について情報収集をし、対応を検討する。

エ その他

裁判業務分野における重要判例や法改正への対応を行う。

財産管理業務検討委員会

財産管理業務に多くの司法書士が携わるようになったことに鑑み、これまで特命委員会であった財産管理業務対策委員会を常設委員会に移行し、名称を財産管理業務検討委員会とする。

ア 所有者不明土地・建物及び管理不全土地・建物管理人の候補者名簿の作成、更新および管理人に選任された司法書士の業務を支援するための施策の企画研究を行う。

- イ 家庭裁判所に提出している財産管理人候補者名簿の更新および財産管理人に選任された司法書士の業務を支援するための施策の企画研究を行う。
- ウ 成年後見業務における問題点やその対策の研究

(2) 特命委員会

会長からの諮問事項を企画研究するため、以下の委員会を設け事業を実施する。

デジタル化推進委員会

ア 定時総会のIT化実施に向けた準備

役員選挙における電子投票の問題点や課題を検討し、よりよい仕組みを提言する。

総会での議決権行使につき、電子的方法を用いるための研究。

連合会における総会の電子化を参考に、当会独自の方法を検討する。

イ 会務及び司法書士業務IT化の企画研究

ハイブリッド型バーチャル定時総会の実施（上記アにおいて詳述）

Microsoft TeamsやZoomを有効活用するための情報収集及び研修会等の実施

その他会務及び司法書士業務IT化に関する提言を行う。

SDGs推進委員会

デジタル化推進委員会のPTであったものを、委員会に昇格させることとした。

ア 対外的活動の企画及び実施

広報部と協力し、ホームページ等を通じて司法書士業務がSDGsに関連していることをPRする。

関西SDGsプラットフォームやひょうごSDGs Hubへの参加を通じて、司法書士がSDGsに取り組んでいることをPRする。

イ 会員向け活動の企画及び実施

会報などを通じてSDGsに関する情報発信を行う。

SDGsに取り組んでいる会員を認証する制度を企画する。

4. 研修部

(1) 会員研修

令和5年度に施行される改正法に関する研修をはじめ、大学等の他団体との連携を積極的に検討し、幅広い業務分野に対応できるような研修を企画・運営するとともに、研修単位の取得漏れがないよう会員に向けた周知を行う。

実施回数については例年の基準を踏襲し、日司連研修の同時配信についても日程の許す限り実施する。

中央研修会

時宜に応じたテーマを選定しつつ、土曜日の開催を中心とした中央研修会を年8回程度開催する。

実務研修会

日常業務に密接なテーマ、特定分野に関する専門的テーマを取り扱う実務研修会を平日の夜を中心として、年8～10回程度開催する。

映像配信システム

講師及び講演内容に関する特段の事情がない限り、中央研修会及び実務研修会は映像配信システムにより配信し、受講機会の更なる提供を行う。

支部研修との連携

支部研修だけで12単位取得できるよう各支部との連携を図る。

新入会員研修

新規登録者を対象に約2か月に1回のペースで、職務上請求の留意点、報酬についての考え方の研修会を開催する。

新入会員研修プログラム

入会后5年未満の会員(予定)を対象に、不動産・商業・裁判の各分野を1回ずつ、日司連のeラーニングと事前課題とスクーリングを合わせた形での研修会を開催する。

年次制研修

神戸、淡路、姫路、但馬の4か所での開催を予定し、開催地の各支部とも協力しながら円滑な運営を行う。

研修の同時配信

本会で開催される研修会について、従来の集合形式の研修に加えてZoomのウェビナー機能を活用した研修の同時配信を行い、会員が事務所等で受講できる体制を充実させる。

研修出欠管理のデジタル化

本会で開催される研修会について、会員の円滑な研修受講を図るために、出欠管理のデジタル化、ペーパーレス化に向けた取り組みを行う。

(2) 新人研修

日司連が定める新人研修のうち、いわゆる単位会で開催されるものは配属研修のことを指すが、合格者のすべてが配属研修を受講するわけではない。そのため、当会では引き続き、集合形式の研修を行う。また、本会役員・新人研修委員と合格者が交流する機会を提供する。

日司連中央研修、近司連新人研修と内容が重複しないように、新人研修のカリキュラム構成を工夫して実施していく。

配属研修は、希望者全員を対象に実施する予定であるが、会員の皆様には指導員としてご協力いただくことをお願いしたい。

(3) 補助者研修

司法書士制度、司法書士行為規範など補助者として最低限理解すべき事項や、職務上請求用紙の使用方法など補助者として備えるべき執務上の留意事項を中心に、年1回開催する。

5. 社会事業部

(1) 法教育事業

法教育を中心に、各支部と十分な意思疎通を図りながら地域に密着した事業展開を図り、司法書士の認知度を高める。

講師派遣事業

- ・消費者教育講座（高校生以上）
 - ・職業人講話（高校生以上）
 - ・司法書士派遣講座（一般、自治体向け）
 - ・出前講座（持ち込み方式。福祉関連、町内会等向け）
- 講師団の充実、関連団体等との情報交換等
- ・講師経験者と意見交換を行い、講師の魅力を発信する。

青少年への法教育事業

- ・一日司法書士事業の実施（高校生向け）
- ・親子法律教室事業の実施（小学校高学年およびその保護者向け）

（２）生活支援事業

人権擁護の観点から様々な社会問題に司法書士の専門職能を活用し取り組む。

生活困窮者の権利擁護活動の拡充、関連団体との連携強化

- ・「兵庫県司法書士会高齢者・障がい者・ホームレス等に対する生活支援権利擁護助成規程」に基づく生活支援権利擁護助成の実施
 - ・生活保護研修会の実施
 - ・年末年始くらしの相談会の実施（神戸の冬を支える会、弁護士会と共催）
- 権利擁護を含む人権擁護に関する問題への対応、関連団体等との情報交換等
- ・兵庫県弁護士会労働と生活に関する委員会等との情報交換
 - ・自死問題や依存症に関するネットワーク構築の推進
- 神戸自殺総合対策フォーラムの開催（神戸市、医師会、弁護士会と共催）
- 兵庫県自殺対策連絡協議会への参画（兵庫県障害福祉課）

（３）学術交流事業

司法書士会と学術団体、関係諸機関、関連団体等との交流を促進し、事業を活性化させるためのネットワーク窓口を構築する。

兵庫県立森林大学校、甲南大学、神戸学院大学への講師派遣

日司連、近司連、司法書士法教育ネットワーク等の開催のシンポジウム・研究会に対して担当者を派遣

学識経験者等を招聴しての意見交換会、イベントの開催

6．会員事業部

（１）兵庫県司法書士会会報について

「会報ひょうご」は、例年どおり紙媒体により、月1回の頻度で継続発行する。内容に関しては幅広く専門的なもの他、誌面上であたかも会員同士が交流するかのような連載を始め、本会事業の報告等を掲載し、引き続き誌面の充実に努める。

（２）親睦事業

令和5年度は、社会情勢を鑑みつつウイズコロナも踏まえ、会員が無理なく参加できる形式にも配慮し、日帰旅行等も含め総合的に判断し実施する。

その他、会員の帰属意識向上の一助となるような親睦事業を模索し、これまでと

は違った形態の親睦事業を検討し実施する。

7. 相談事業部

(1) 司法書士総合相談センター

司法書士総合相談センター規程に基づき、相談会運営事業（常設相談会）、相談員派遣事業（市役所等の常設相談会への相談員派遣）、その他事業、の3事業を継続して行う。

ア 相談会運営事業（常設相談会）

常設相談会については、各相談会場の責任者により構成される相談センター運営委員会において、各地の運営状況の把握や情報交換を図り、常設相談会が適切に運営されるよう努める。

相談件数等に応じた適正な相談員数・開催回数等の検証に基づく相談会の整備を行うとともに、各相談会場ごとに設定した予算の範囲内で運営を行う。

相続登記の義務化、長期相続登記等未了土地問題等に対応した相談会を開催する。

相続登記相談センター、電話相談、なのはな相談センターひょうご及び賃貸トラブル相談センターの円滑な運営と、市民への周知を図る。

相談事業のIT化を推進する。

イ 相談員派遣事業

既存5会場への相談員派遣を行い、行政との連携を強化する。

ウ その他事業

令和4年度と同様、行政等が主催する臨時の相談会への相談員の派遣等を行う。

司法書士が市民のあらゆる相談窓口となるよう積極的に取り組むことの宣言に基づく相談体制の構築へ支援助成を行い、実効性を持たせるための企画を検討する。

10土業お悩みパーフェクト相談に相談員を派遣する。

法務局手続き案内の発展に向けて、必要に応じて法務局との協議を行う。

災害発生時には日司連が行う相談事業に対応する。

(2) 地域連携対策

兵庫県多重債務者対策協議会の一員として、行政と連携する。

巡回法律相談事業は、近司連及び青年会と協力して行う。

行政、法テラス兵庫地方事務所との連携に柔軟に対応する。

8. 広報部

(1) 広報（PR）

広報（メディアリレーションズ）

司法書士の知名度を高めその有用性を社会に知らせるため、広報部の主要活動として位置づけ、各事業部等の情報を収集し、当会及び関連団体における事業を中心にマスメディアに対しニュースリリースにて随時配信する。また、新型コロナウイルスの影響下における広報のありかたを研究する。

当会及び関連団体の活動の理解を図り対外連絡体制の構築のため、マスメディア関係者との交流をコロナウイルス感染症対策を踏まえながら状況が許す限り行う。

ホームページ、フェイスブック

各種相談会、イベント等の情報、告知を適時更新し、各事業部との連携をとってコンテンツの充実を図る。また、迅速、簡易な情報発信ツールとしてフェイスブックを活用する。

(2) 広告

司法書士制度の有用性をより広く社会に知らせ、司法書士の認知度の向上を図ることを目的とする。

新聞広告

兵庫県全域で最も購読者が多い神戸新聞にて、新聞で2番目に閲読率の高いテレビ面に毎日カラーで掲載される特殊雑報広告を実施する。この有料広告の利用は、毎月1回以上のパブリシティ枠が利用できることを前提として実施する。

県民だよりひょうご

兵庫県内で月140万部発行されている兵庫県の広報誌「県民だよりひょうご」にて広告を行う。

テレビCM

兵庫県を超え近畿一円に放送される関係から、近畿司法書士連合会と連携して実施する。

その他

その他、相談会、イベント等の告知や制度広報目的の広告を検討し、必要に応じて実施する。

(3) その他

登記の促進に関する広報活動

不動産登記においては、相続登記義務化の施行が近づいていることから、より一層「相続登記、遺言は司法書士」を重点に、「司法書士は相続の専門家」(相続登記促進)リーフレット等を活用し、神戸地方法務局、その他関係機関と協力しつつ、相続登記の促進に繋がる広報活動を継続する。

会社法人登記においても、引き続き「役員変更登記はお済みですか？」チラシ等を活用し、神戸地方法務局、その他関係機関と協力しつつ、登記の促進に繋がる広報活動を継続する。

広報グッズ等

必要に応じて、広報グッズ、ポスター、チラシ、パンフレット等の発注、管理を行い、適宜配布する。

各事業部の事業にかかわる広報活動

各事業部において実施する相談会、セミナー、イベント等の事業に関し、担当各事業部との連携を図り、広報活動の協力とバックアップを行う。

広報に関する公開研究会

一人一人の司法書士の活動や行いが、司法書士制度を直に市民に伝えることに繋がっているとの観点から、会員自らが司法書士制度の広報活動に参加できるように、広報

の考え方や司法書士業務に関係する社会的に関心の高いテーマに関する公開研究会を実施する。

広報セミナーへの派遣

学術的、実務的に「広報」の学びを継続し、人材育成を目的として、外部機関が実施する広報セミナーへ部員を派遣する。

9. 調停センターぼると

「調停センターぼると」は、平成25年9月3日付法務大臣より認証を受け、調停センター運営委員会が運営を担っている。

令和4年度は、調停申込み前に申込者に必須の利用相談についてオンラインで実施することも選択できるように手続実施規程を改正し、実際に1件のオンライン利用相談を実施することができた。

令和5年度は、オンライン化を更に発展させ、調停自体をオンラインで実施できるよう取り組みを進めていく。

(1) 運営事業・総務

令和5年度はオンラインによる調停を可能にするために、規程等の見直しをはじめ、技術的にも滞りなく実施できるようなシステム作りに努める。そのため、先行してオンライン調停を実施している他会の取り組みに学びながら、当会独自の運用基準やマニュアルを作成する。そして、手続実施者候補者名簿登載者を対象にオンライン調停のために必要なスキルを獲得するための担当者会議を開催する。

また、並行してぼるとでの取り扱い対象を広げるための考察、検討を続けていく。現実的には弁護士関与の調停センターにしなければ、取り扱い事件の対象を広げることにはできないが、令和5年度は、当会調停センターがなぜ取り扱い対象を広げる必要があるのか、そのことで市民だけでなく当会会員に還元できるメリットとしてどんなことがあるのか、説得力のある説明ができるよう、運営委員会で討議を重ねていく。

(2) 広報事業

令和4年度はチラシを一部自治体や消費生活センターに持ち込むことしかできなかった。令和5年度は消費生活センター（特に神戸市消費生活センター）への働きかけを積極的に行う。

また、会員向けには、ぼるとの現況や当会の「あらゆる相談窓口」に持ち込まれた案件の受け皿としてのぼるとの可能性、国内でのODR（オンラインによるADR）についてなどを、運営委員が定期的に当国会報に投稿することで、少しでもぼるとの存在への認識を深めてもらえるように尽力する。

(3) 研修事業

手続実施者候補者名簿への登載者を増やすべく、ADR研修であり、かつ会員の通常業務にも役に立つ内容の研修を実施する。

10．災害対策部

全国各地で相当規模の地震が頻発し、また、豪雨被害などが発生する中、特に近畿地方においては、これまでも増して南海トラフ地震等大規模災害発生への懸念が日々増す今日、これらに対応すべく活動を継続するものとする。

東日本大震災発生から数えると、既に12年という時間が経過した訳であるが、現在も、避難者数約3万1千人、福島・宮城・岩手の東北3県からの県外避難者は、未だ7,412人を数える（令和4年11月1日現在・同年12月13日復興庁発表）。

被災者や避難者への支援活動を継続して行う必要があることから、今後も必要に応じた相談活動等の支援体制を堅持するものである。

以上の様な災害救援活動については、近畿司法書士会連合会や、近畿災害対策まちづくり支援機構との連携を図り、これまでも増して、災害法制等の研修やシンポジウム等を通じ、具体的な災害対応に対する意識の醸成と相談員の育成を図る所存である。

その他、災害時における会と会員並びに会員同士の連絡手段の確保、行政との災害協定の締結等についても各事業部と連携し検討を行うものとする。

11．緊急災害対策委員会

今日の日本において、いつどこで地震や豪雨等の災害が発生するかは、人間の予測を超えている。そのような緊急時に迅速に対応し、当会災害対策部、近畿司法書士会連合会・日本司法書士会連合会災害対策関連部門と連携して災害対策に取り組む。また、近畿災害対策まちづくり支援機構とも連携し、被災者支援のための活動を行う。

12．空き家・所有者不明土地問題等対策委員会

- (1) 空き家所有者不明土地対策に取り組む自治体への積極的な支援並びに委員会等への参画及び実際に依頼を受けての問題解決
- (2) 空き家所有者不明土地の未然予防となるような市民への啓発、問題解決に取り組む市民への積極的な支援
- (3) ひょうご空き家対策フォーラムへの参画を通しての空き家所有者不明土地問題の解決
- (4) 空き家所有者不明土地問題に取り組む会員への支援及び研修、情報提供、情報交換